

徴収の猶予 特例 イメージ

〈新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方〉

※納税者、特別徴収義務者で、個人・法人の別を問わない

- (1) 令和2年2月以降、事業等の収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少している
(2) 一時に税を納めることが困難である
⇒新型コロナウイルス感染症の影響により、(1)(2)のいずれも満たす場合に対象となる

※申請書は、新型コロナウイルスの感染予防のため、①電話で申し込むか、②市のホームページからダウンロードするか、③eLTAXで申請するか、いずれかの方法で取得する。

